

仮想通貨とは

平成29年10月5日

定義

仮想通貨（かそうつうか）とは法定通貨に対して特定の国家による価値の保証を持たない通貨のこと。

ヨーロッパ中央銀行は2012年に仮想通貨を「未制御だが、特殊なバーチャルコミュニティで受け入れられた電子マネー」と定義付けた。[1] 米国財務省金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）は2013年に仮想通貨を「本物のお金」の対義語と位置づけ、どの司法組織においても法定通貨としての価値を持たないものとして、ガイダンスを発表した。[2] さらに2014年、欧州銀行監督局は仮想通貨を「デジタルな価値の表現で、中央銀行や公権力に発行されたもの（不換紙幣を含む）でないものの、一般の人にも電子的な取引に使えるものとして受け入れられたもの」と定義付けた。[3]

日本では2016年に成立した新資金決済法の下では、「仮想通貨」は「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」又は「不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義されている。(2000以上 一般的には700種)

仮想通貨 と 電子マネー(通常の通貨で電子決済を行なっている)

発行主体

電子マネーと違い、仮想通貨は発行主体や運用機関が存在しません。発行ルールはすべてプログラムのコードによって決められています。

換金性

仮想通貨は他者への譲渡や払い戻し、法定通貨との両替が可能です。それに対し、電子マネーは日本円を預かり金としてチャージする必要があり、原則として換金できません。

価格変動

仮想通貨の価格は日々変動していますが、電子マネーには原則として価格変動はありません。

比較	法定通貨	ビットコイン (仮想通貨)
発行量	上限なし 国の金融政策次第	上限あり
額面と価値	額面は一定 価値は 物価上昇によって変動	需要と供給の バランスによって変動
取引	銀行等	仮想通貨取引所

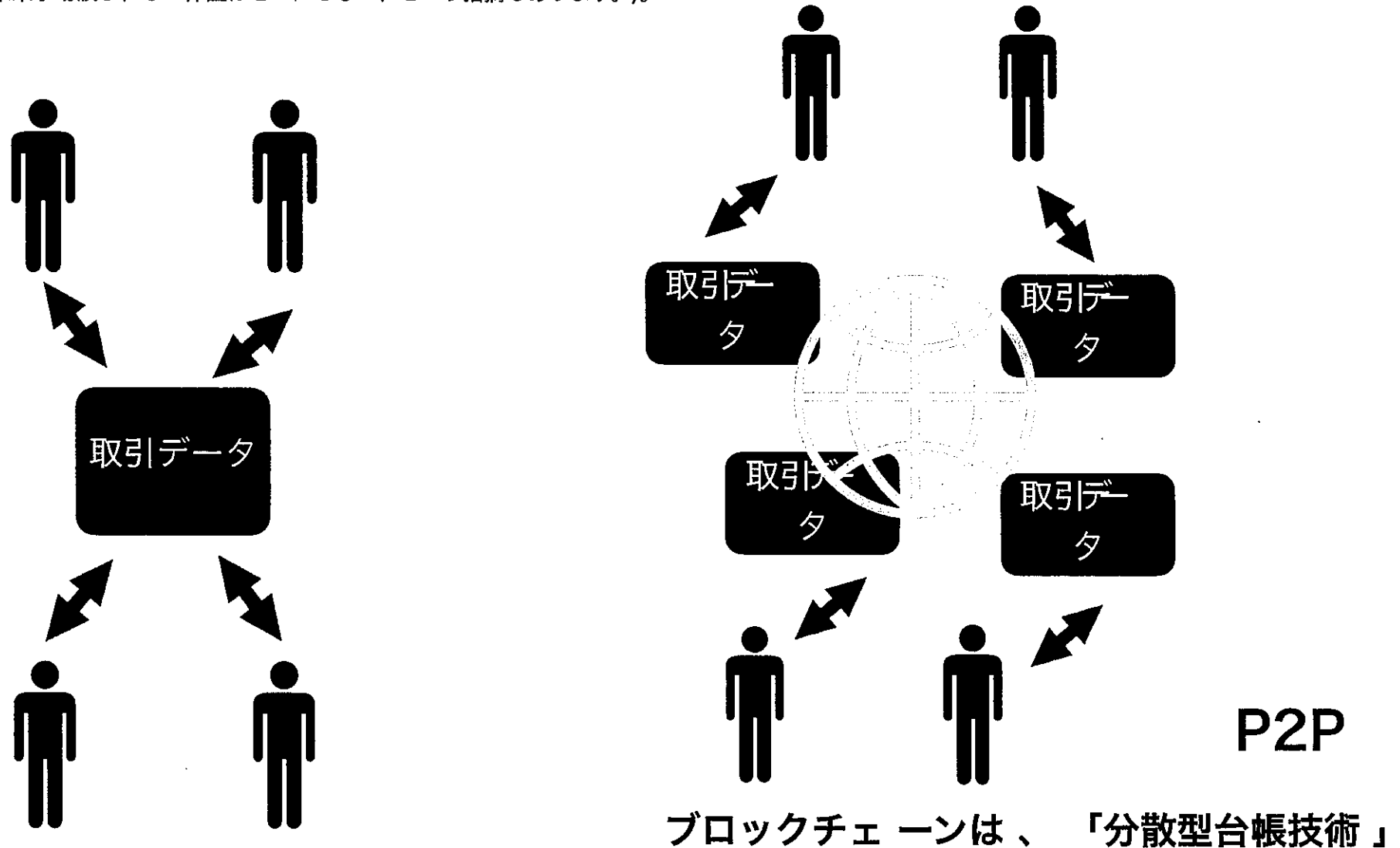
仮想通貨でできること

<h3>投資(変動する)</h3>	仮想通貨と法定通貨の交換（仮想通貨売買）、または仮想通貨に関するデリバティブ取引（仮想通貨FX）といった投資活動が可能です。
<h3>決済(手数料が安い便利)</h3>	仮想通貨で商品やサービスを購入したり、仮想通貨で代金を請求したりすることができます。
<h3>送金(手数料が安い早い)</h3>	仮想通貨の送付はP2P ネットワークを利用しており、第三者機関を通らないため、安価かつ簡単に、いつ・どこかの誰にも送付できます。また、送金の進捗状況はブロックチェーンにて公開されており、いつでも確認できます。(国際送金)

信頼性:ブロックチェーン(データの改ざん)

偽造

通貨としての重要な要素の一つでありビットコインの最大の特徴でもあります。これまで、2009年のビットコインの登場以前に分散型通貨が存在しなかったのは、偽造という問題を解決できなかったためでした。ビットコインでは暗号技術を使うことにより偽造を困難にしており、実際に現在でも偽造が行われたという例は報告されていません(ただし、これはビットコインのセキュリティが未だに破られていないためであり、今後も未来永劫破られない保証はどこにもない、という指摘もあります。)



匿名性

銀行やクレジットカードを利用するには、本名や住所などの個人情報を登録することが必要ですが、ビットコインの場合は個人情報を一切登録することなく、自分の口座を持つことが可能です。このため、ビットコインには匿名性があると言われることがあります。

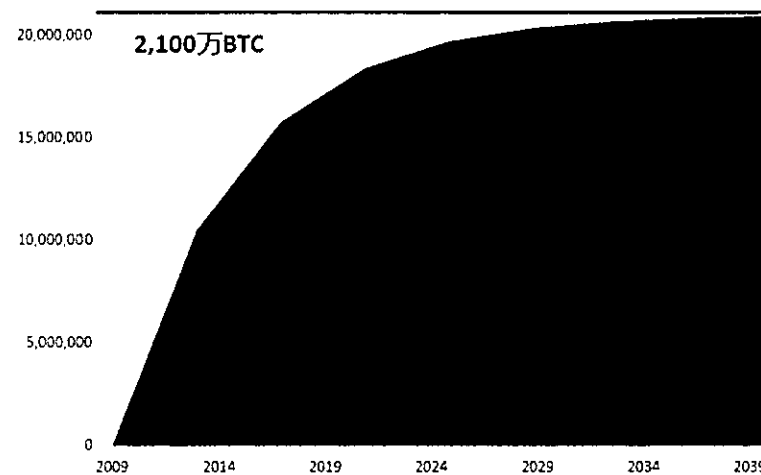
ただし、実際にはビットコインの送金・取引情報というのは全世界に公開されているため、本名・住所等はわからないものの「ビットコイン口座Aからビットコイン口座Bに10BTC送金した」という情報は、全世界の誰でも入手することが可能です。銀行やクレジットカードは一部の人にしか取引情報が公開されていないという点で、ビットコインはより透明であり、匿名性がないということもできます。

さらに言えば、すべてのビットコインと日本円の交換所では、一定の金額の取引以上で本人確認を行っており、その交換所を通じてビットコインの口座と個人情報を結び付けることができます。ビットコインは匿名性が高いため犯罪に使われるリスクが高いとの指摘もありますが、交換所での本人確認が徹底されれば、現金などよりよっぽど匿名性が低く、犯罪には使われにくいということが言えるでしょう。プライバシーが気になるという人は、ビットコインの口座(アドレスと呼ぶ)はいくらでも無数に自由に作成できるため、多くのアドレスを使い分けることで、プライバシーを保護することが可能です(警察等ではなく個人レベルで、多数のアドレスを使う個人を調査・特定することが非常に困難となります。)

発行量が決められている

発行上限が**2,100万BTC**であると決められています(BTCはビットコインの通貨単位)。上グラフのとおり、発行スピードも決められています。最初は約10分ごとに50BTCが発行され、さらに約4年ごとにその発行量が半減され(半減される日付を**半減期**と呼ぶ)、最終的に2140年には2,100万BTCになりビットコインの発行が終了することになっています(ただし、厳密にはビットコインの利用者のネットワークへの参加状況などにより発行スピードが決定されるため、実際にはこれよりもやや早いペースで発行が進んでいます。)

上限があるというのは、金でも同様であり、ビットコインは金とよく似ていると言われるゆえんの一つでもあります。



投資(変動する)

ビットコイン

通貨名:

ビットコイン (bitcoin)

通貨記号:

BTC

通貨単位:

BTC (最小単位 1Satoshi = 0.00000001BTC)

誕生時期:

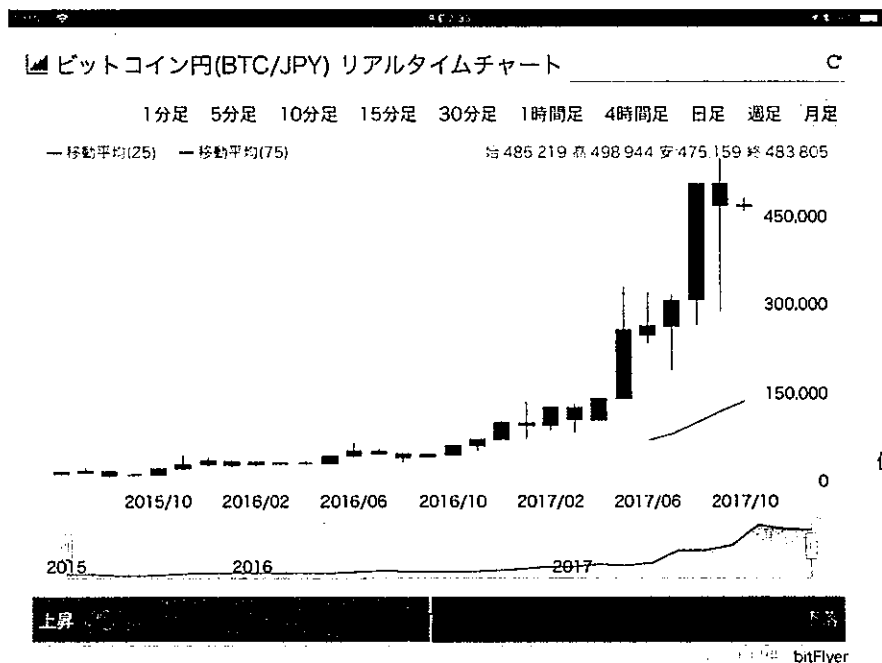
2009年1月

時価総額:

約3~4兆円(2017年5月現在)

購入方法:

仮想通貨売買



どこで買えるの？

改正資金決済法で取引所は1千万円の最低資本金が義務付けられたほか顧客から預かった資金と仮想通貨を分別管理するといった条件を全て満たさないといけない。

定期的に金融庁の立ち入り検査を受け、運営状況に不備があれば業務改善命令の対象になる。ただ締め付けすぎると民主導の技術革新や市場の成長性を損なう恐れもあり、今回の登録要件も最低ラインの規制という位置づけだ。(金融庁)。

取引所							
種類	販売所 取引所	取引所 先物取引 (OKCoin)	取引所	販売所 取引所	取引所	取引所 先物取引(BitMEX)	販売所 取引所
信用取引	レバ最大15倍	なし	レバ最大3倍	レバ最大5倍	なし(EURは最大5倍)	レバ最大25倍	レバ最大7.77倍
先物取引	レバ最大15倍	レバ最大20倍	なし	なし	なし	レバ最大100倍	レバ最大25倍
入金方法							
日本円入金方法	銀行振込 コンビニ入金/ネット銀行 クレジットカード (販売所)	銀行振込	銀行振込	銀行振込 コンビニ入金/ペイジー入金 クレジットカード (販売所)	銀行振込	銀行振込	銀行振込 コンビニ入金/ペイジー入金 クレジットカード (販売所)
提携銀行	三井住友銀行	住信SBIネット銀行 千葉銀行	住信SBIネット銀行 ゆうちょ銀行(200万円以上)	住信SBIネット銀行	三井住友銀行	住信SBIネット銀行 東京スター銀行	住信SBIネット銀行
手数料							
現物取引手数料	0.01~0.15%	-0.05~0.05%	0.2%	0%	0~0.16%(指値取引) 0.1~0.26%(成行取引)	0%	-0.01%
信用・先物取引関係	0.04%(借入手数料/日)	0.01%(新規建、決済時) 0.2%(決済時利益が出た場合)	0.2%(取引手数料) 変動制(借入手数料/日)	0.05%(BTC借入手数料/日) 0.04%(日本円借入手数料/日)	—	0.05%(借入手数料/日) -0.025%(先物指値取引) 0.075%(先物成行取引) 0.05%(先物決済手数料)	0.039%(借入手数料/日) 0.7%(信用取引時、決済時利益が出た場合)
日本円出金手数料	216円~756円	540円~756円	0.5%(最低400円)	400円~756円	300円	500円+金融機関手数料	350円~756円
BTC出金手数料	0.0005BTC	0.0005BTC	0.001BTC	0.0005BTC	0.0005BTC	なし	0.0005BTC

マウントゴックス社の事件で2014年。ビットコインの人気に「ほんの一瞬」影を落とす出来事がありました。当時、世界最大のビットコイン取引所だったマウントゴックス社が突然、取引を全面停止し、経営破綻したのです。新聞などにも大きな記事が掲載され、騒動となりました。経営破綻の原因は約75万BTCと現金28億円が奪われたためで、当初、それは外部からのサイバー攻撃で奪われたとされていました。取引所が通貨を奪われるなんてあってはならないことで、ビットコインは危ないのではないか…という声もあがりました。しかしよくよく調べてみると、実際には会社による業務上横領だったことがわかりました。顧客が所有しているビットコインを横領し、ビットコインを買うために顧客が取引所に振り込んだ現金も盗んだのです。外部の犯行ではなく、マウントゴックス社という取引所による犯罪でした。

■取引所を登録制にする

登録されていない事業者は仮想通貨交換業を行うことができなくなりました。登録事業者は金融庁のホームページで随時掲載される予定です。

■財務的な要件の決定

取引所として登録を行うには、「資本金が1,000万円以上であること」と「純資産がマイナスでないこと」が条件になります。そこまで厳しい条件ではないため、参入を妨げない最低限のラインを設定したと言えるでしょう。

■経営資産と顧客資産を分離を義務付ける

利用者にとって最も関心が高いことです。これによりマウントゴックスのような急に資産が消失するといった可能性は小さくなりました。具体的には利用者財産専用の銀行口座を作るか信託銀行などと信託契約を行うことが求められます。

■監査を義務付ける

監査法人や公認会計士による監査が義務付けられました。取引所は1年に1回内閣府へ報告書を提出することが義務化されます。

改正資金決済法 ビットコインなどの仮想通貨を円やドルなどの法定通貨に準ずる支払い手段と認める法律。仮想通貨取引所への規制を通じ、利用者保護と資金洗浄（マネーロンダリング）対策を整える。取引所は金融庁から登録を受けないと運営できなくなる。2014年に取引所「マウントゴックス」で起きた巨額コイン消失事件などが法整備のきっかけだ。

仮想通貨、透明化へ一歩 金融庁が11社を取引所登録

2017/9/29 19:40

金融庁は29日、ビットコインなどの仮想通貨の取引所としてまず11社を登録したと発表した。すで取引所を運営してきた業者のほか、証券系など異業種の参入も認めた。4月施行の改正資金決済法で取引所に登録制を導入したことを受けた措置だ。自己資本や経営管理体制など経営の透明化へ向けた最低限のルール整備がようやく緒に就いたが、課題も山積している。

仮想通貨取引所には国への登録が義務付けられ、利用者保護や資金管理体制などの条件をクリアしないと登録できなくなった。取引所運営などで統一ルールがほぼなかった仮想通貨の世界で利用者保護の網をかけるのが大きな目的で、金融庁は4月以降、各社の運営状況をチェックする審査を進めていた。

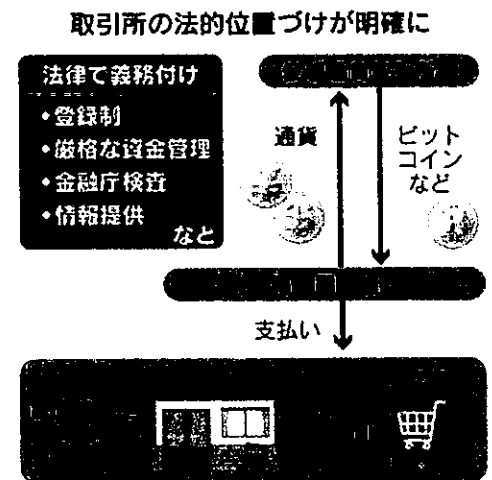
第1陣となる登録者には改正法施行前から取引所を運営していたビットフライヤー（東京・港）、ビットバンク（東京・品川）などが名を連ねた。SB1ホールディングス系のSB1バーチャル・カレンシーズ（東京・港）など2社が新規参入する。金融庁は「17社が継続審査中」とし、10月以降も順次、審査をクリアした事業者への登録作業を進める。

改正資金決済法で取引所は1千万円の最低資本金が義務付けられたほか顧客から預かった資金と仮想通貨を分別管理するといった条件を全て満たさないといけない。

定期的に金融庁の立ち入り検査を受け、運営状況に不備があれば業務改善命令の対象になる。ただ締め付けすぎると民主導の技術革新や市場の成長性を損なう恐れもあり、今回の登録要件も最低ラインの規制という位置づけだ。（金融庁）。

一方で4月以降、登録条件をクリアできずに取引所を閉じた業者も12社に上った。手数料や取り扱う仮想通貨の種類、情報開示姿勢などを総合的に判断し、取引所を選別する動きが利用者間で加速するのは確実だ。

仮想通貨に使う「ブロックチェーン」と呼ぶ技術の応用範囲も広がっている。仮想通貨の仕組みを使って資金調達するICO（イニシャル・コイン・オファリング）にどう対応するかの法整備も不十分だ。金融庁幹部は「必要なら制度改正はいとわない」と話すが、急テンポで進化する技術と様々な問題とのいたちごっこが続く見通しだ。



ICO (Initial Coin Offering)

ICOとは？



現在

企業は、資金調達を行うために、**株式**を発行して
ベンチャーキャピタル等から、**日本円**で出資してもらう。
その後、一定基準を満たすことで、**株式市場**で**株**を
売却することで資金調達を行う。

ICO

企業は、資金調達を行うために、**独自コイン**を発行して
世界中の一般投資家から、**仮想通貨**で出資してもらう。
その後、一定基準を満たすことで、**仮想通貨取引所**で**独自コイン**を
売却することで資金調達を行う。

韓国の金融規制当局は、詐欺のリスクがあるとして、あらゆる形の新規仮想通貨公開（Initial Coin Offering：ICO）を禁止すると発表した。

韓国の金融委員会（FSC）は、あらゆる形のICOを完全に禁止するとともに、デジタル通貨の信用取引も禁止すると述べた。

中国の大手仮想通貨取引所BTC China、9月末で取引停止へ

FSCは、ICOは資産バブルのリスクが高く、投資家が詐欺や市場操作の被害に遭いやすいと述べている。また、ICOが投機目的で利用されたケースが複数あるとして、取り締まりを強化するとした。

FSCは、韓国政府がデジタル通貨の取引を「制度化」しようとしているのではなく、状況を監視して今後の規制監督を改善する意向であることを強調した。

韓国ではおよそ100万人がビットコインを所有していると推計されており、利用の増加を理由に規制監督を求める声があがっていた。

米国や中国、シンガポールなどでも仮想通貨を規制する動きがある。